



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 6 月 23 日（金）

【照会先】

厚生労働省佐賀労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 原田 すす枝
雇用環境改善・均等推進管理官 大田 隆
（電話 0952-32-7167）

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を要請

「働き方改革」は、本年 3 月 28 日に政府としてまとめられた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置付けられており、本県においても平成 27 年 9 月 7 日に佐賀労働局、佐賀県、経済団体、労働組合による「佐賀『働き方改革』に向けた共同宣言～ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して～」を採択し、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等「働き方の見直し」に向けた取組を進めてきたところです。

各企業においては、働く人のワーク・ライフ・バランスを実現するため、夏の期間に、朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるような生活スタイルが取れるよう、「朝型勤務」、「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行うことが望まれます。特に、所定外労働時間が長くなっている企業において、積極的な対応が行われ、所定外労働時間の削減を実現することが期待されるところです。

このため、「働き方改革」及び夏の期間における朝型勤務やフレックスタイム制を活用するなど、企業の実情に応じた「ゆう活」の取り組みを行っていただくよう、佐賀労働局が経済団体及び労働組合に要請をいたしました。

団体名称	所在地	要請日
佐賀県経営者協会	佐賀市天神3-2-23	平成29年6月20日
佐賀県中小企業団体中央会	佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル6階	平成29年6月20日
佐賀県商工会議所連合会	佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル6階	平成29年6月20日
佐賀県商工会連合会	佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル6階	平成29年6月20日
日本労働組合総連合会 佐賀県連合会	佐賀市神野東4-7-3佐賀県労働会館2階	平成29年6月20日
佐賀県労働組合総連合	佐賀市水ヶ江1-3-17上田ビル1階	平成29年6月23日
佐賀県労働基準協会	小城市三日月町堀江1721	平成29年6月22日

—添付資料—

- 資料1 「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する要請書
- 資料2 「ゆう活」で夏の生活スタイル変革！！
- 資料3 佐賀県の労働時間等の実情
- 資料4 佐賀県における「働き方改革」取組事例
- 資料5 民間企業における「ゆう活」取組事例（佐賀県）
- 資料6 働き方・休み方改善コンサルタントを利用しませんか
- 資料7 佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言～ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して～（平成27年9月7日）



各位 殿

平成 29 年 6 月 20 日
佐賀労働局長

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に関する要請書

日頃から労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっており、その実現のためには、仕事と生活の調和を図ることが求められております。

しかしながら、佐賀県においては、平成 27 年の年間総実労働時間が 1879 時間と全国平均の 1784 時間を 95 時間上回るとともに、年次有給休暇の取得率は 47.1%であり、2020 年までの政府目標である 70%を大きく下回るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

このような県内の情勢を踏まえ、佐賀労働局においては、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等「働き方の見直し」に向けた取組を進めてきたところです。

このような中、政府としては、長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現することを目的に、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（通称「ゆう活」）を展開しています。また、本年 2 月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

このため、各企業においては、働く人のワーク・ライフ・バランスを実現するため、夏の期間に、朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるような生活スタイルが取れるよう、「朝型勤務」、「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行うことが望まれます。特に、所定外労働時間が長くなっている企業において、積極的な対応が行われ、所定外労働時間の削減を実現することが期待されるところです。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

「ゆう活」で夏の生活スタイル変革！！

はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方。

ゆう活

『ゆう活』とは

『ゆう活』（ゆうやけ時間活動推進）は、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方から名付けられました。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。『ゆう活』を通じて、国民の働き方が変わること、生活スタイルの変革を推進します。

→ 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/summer/

→ 政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/u-katsu/>

早く帰ると、
フロもゆったり。
ごはんもゆったり。



去年は諦めた
平日の花火大会
にもGO!



子どもと公園で
待ち合わせて
キャッチボール!



「ゆう活」の実施には、これを契機とした業務効率化及び意識の変革が不可欠です。仕事の開始時間を早めても、結果として帰る時間が変わらず、結果として労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。仕事を早く終え、早く帰れるように、ゆう活の取組にあわせて、業務の効率化、働き方への意識の変革を図りましょう。

また、育児・介護等の事情により「ゆう活」が困難な労働者にまで無理に適用しないなどの配慮も必要となります。

さあ、帰ろう。キラめく夕方が待っている。

仕事を早めにはじめて、早めに終える。そして、夕方からはオフを楽しむ。それが“ゆう活”という新しい働き方。

「平日は無理・・・」と諦めていたことが、働き方次第でできるようになるかもしれません。

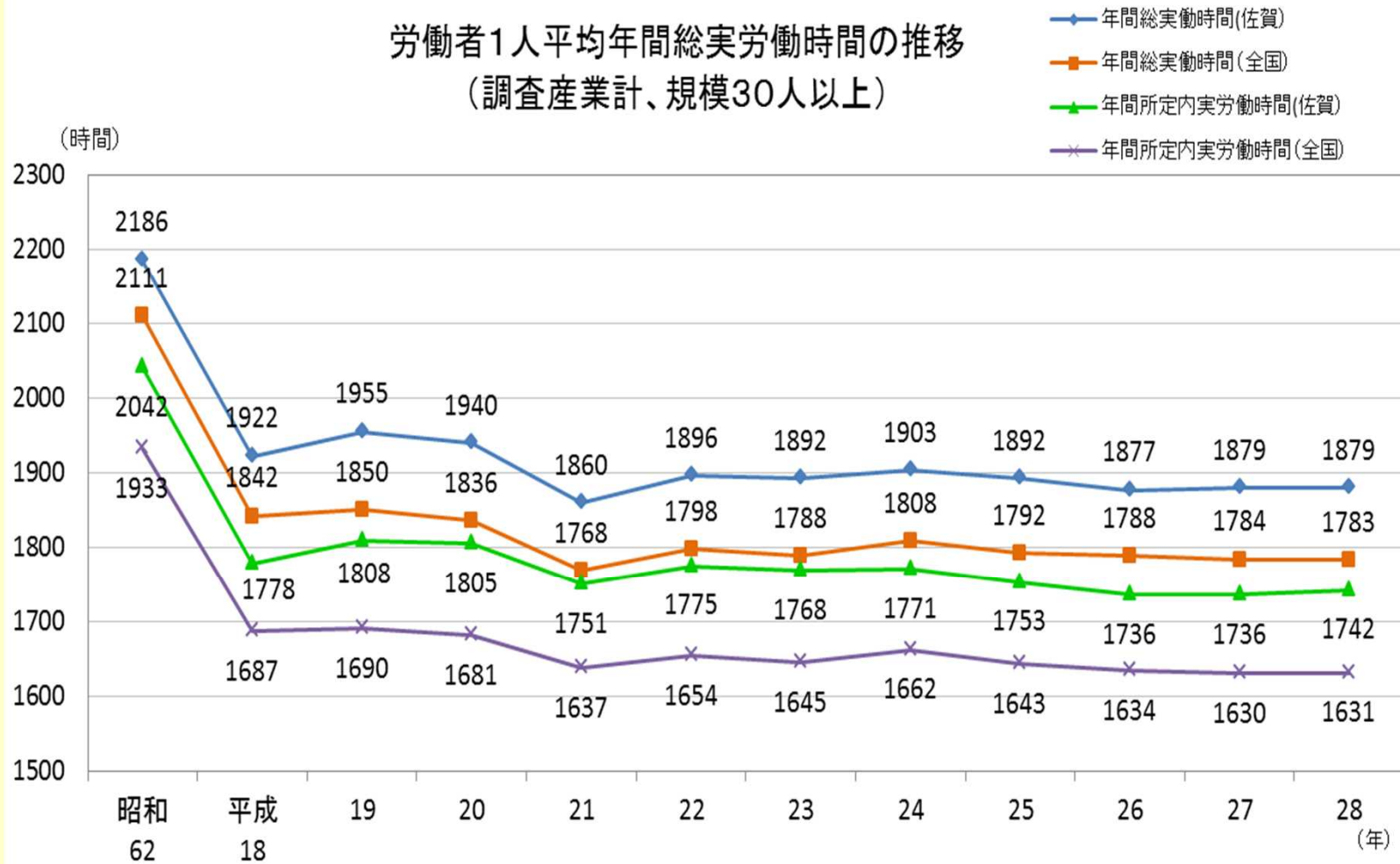
日が長くなるこの夏、あなたの職場でも“ゆう活”してみませんか？

佐賀労働局 雇用環境・均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 3階

TEL 0952 (36) 6205 / 0952 (32) 7218

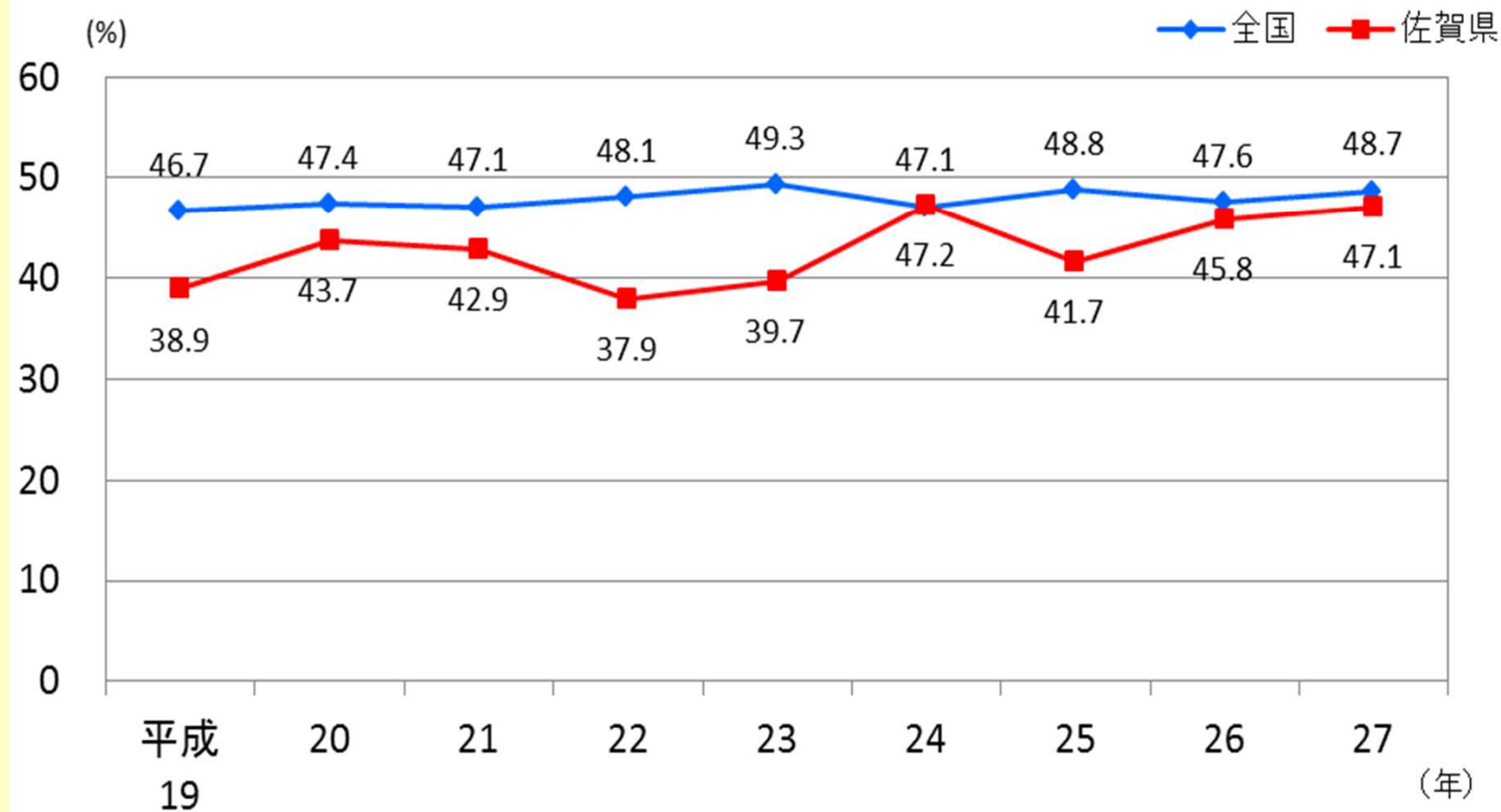
労働者1人平均年間総実労働時間の推移 (調査産業計、規模30人以上)



資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注)数値は、年平均月間値を12倍して四捨五入したもの

年次有給休暇の取得率の推移(全国・佐賀県)



資料出所: 全国 厚生労働省「就労条件総合調査」

佐賀県 「労働条件等実態調査」(平成21年以前は「労使関係実情調査」)

佐賀県における「働き方改革」取組事例

A社 製造業 約100名

<取組の概要>

労働時間削減…毎月実施の安全衛生委員会において、職場別に所定外労働の実績を発表し、所定外労働が多い職場に対して、社員間の業務量の標準化等の対策の実施を求める。佐賀県の「LET's “ゆとり”！キャンペーン」に参加し、ノー残業デーを設定

有給取得促進…有給休暇の申請をシステム化し、申請しやすくした。有給休暇の計画的付与を導入した。取得率及び取得日数を集計し、毎月安全衛生委員会にて結果を発表し、取得が低調な職場については社長等から所属長に対し取得を勧奨

B社 医療業 約220名

<取組の概要>

有給取得促進…トップメッセージとして年次有給休暇完全消化を掲げ、採用のHPに掲載、計画的付与及び時間単位取得制度を導入し取得を促進、安全衛生委員会で有給取得状況を共有している。

C社 製造業 約340名

<取組の概要>

労働時間削減…毎月1回開催の労使専門委員会にて時間外労働及び有給休暇の取得状況を共有、ノー残業デーを第2、4週目の水、木、金曜日に設定し、実施結果を労使専門委員会で報告している。部門に合わせて、1年変形労働時間制、フレックス制を使い分けて所定外労働時間を削減している。

有給取得促進…取得が低調な社員がいる部署には上司に個別に取得促進の指示をしている。

民間企業における「ゆう活」取組事例



平成29年5月
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

民間企業における「ゆう活」取組事例

本事例集について

一昨年より働き方改革の一環として「ゆう活」を政府として推進しておりますが、各企業においては様々な取組事例を積み重ねてきていただきました。本資料には、「ゆう活」をきっかけとして、職場の意識改革などに取り組み、好循環を生み出した事例等を掲載しています。本事例をご参考に、積極的に働き方改革に取り組んでいただき、「ゆう活」の本来の趣旨である「仕事と生活の調和」の実現の一助となれば幸いです。

なお、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に対しては、[働き方・休み方改善コンサルタント\(都道府県労働局に配置された専門家\)](#)がご相談を承っておりますので、必要に応じてご利用ください。



民間企業における取組状況(朝型勤務)

A社(広島県 金融業 従業員数:約1,300人)

- 取組
 - ・平成28年度から通勤事情を考慮し、交通アクセスの良い3店舗を対象とし、9月の1ヶ月間「ゆう活」を実施。
 - ・始業時刻(基本は8:30)を最大7:30まで繰り上げ可能とする。
 - ・取り組みやすくするため、前日の17時まで申請を可能としている。
 - ・「ゆう活」適用者が退社しやすい雰囲気をつくるため、「朝型勤務適用者用カード」を作成し、周囲に知らせている。
- 自己評価等 社員からは「朝集中して仕事ができる」「夕方に家族団らんができた」「ゆう活を実施しない社員の時間管理意識が高まった」等好評であったため、来年度は、取組を拡充する方向で検討予定。

B社(東京都 航空業 従業員数:約32,000人)

- 取組 働き方の見直しのため、以下の社内ルールを設定。
 - ◆退社ルール:原則、終業時刻での速やかな退社とし、遅くとも20:00までに退社
 - ◆会議ルール:原則、会議は17:30まで
 - ◆メール・電話発信ルール:原則、メール・電話の発信は平日18:30まで、土日は禁止
- また、間接部門については、基本の勤務時間(8:45~17:45)のほか、複数の勤務時間帯から選択が可能な制度を導入し、朝型勤務(7時から勤務開始可)も推奨。
- 自己評価等 本社の時間外労働時間が前年度同期比で約2割減少。

民間企業における取組状況(朝型勤務)

C社(岩手県 小売業 従業員数:約1900人)

- 取組 平成28年度から、6月から9月の期間に朝型勤務制度を導入。本部の社員(約100名)の勤務時間を、30分前倒し、8:30~17:30として朝型勤務を実施。
- 自己評価等 取組について、対象者にアンケートを実施したところ、「子どもの送迎が楽になった」、「夕方に自分の時間が確保できるようになった」という大きく2つの声があり、好評であった。WLBの実現に効果があるため、10月以降も通年で取組を行うことを決定。

D社(秋田県 製造業 従業員数:約400人)

- 取組 5月から9月まで、始業時刻を1時間前倒し、勤務時間を7:30~16:15として朝型勤務を実施。全従業員のうち、約90%が実施した。
- 自己評価等 ・従業員から「取組期間を長くして欲しい」という希望が寄せられ、好評である。
・WLBに取り組む企業であるということで、対外的に企業イメージが向上した。

E社(東京都 不動産業 従業員数:約130人)

- 取組 ・夏季に、希望者を対象に出勤・退勤の時刻を1時間繰り上げる「朝型勤務」を導入。
・同時に社員の出勤・退勤時刻の現状を把握した上で、会議の運営方法、資料の簡素化、ルーティン業務の整理、処理方法の見直しを実施。
・特に、若手社員について、中堅社員が、仕事の優先度や求められる仕事の完成度(レベル感)についてあらかじめ指示するなど「業務の交通整理」を指導。
- 自己評価等 社員からは「朝、集中して効率よく仕事ができる」など、働き方の見直しが好評であり、業務効率化を図りながら、今後もWLBの実現のための取組として実施する予定。3

民間企業における取組状況(フレックスタイム制度)

F社(兵庫県 製造業 従業員数:約380人)

- 取組
 - ・7:00～20:00を「オフィスアワー」と定め、朝型勤務(フレックスタイム制度)を推奨し、20時以降の時間外労働を減らすことで、「仕事の能率向上」と「総労働時間の削減」の両立を目指している。
 - ・社長の年頭挨拶で、「朝型勤務を活用して定時後の時間外労働を抑制しWLBを実現しよう」という強いメッセージを発信しているほか、社長と社員の懇談会を継続実施。
 - ・「オフィスアワー」終了前に、社内放送やPC画面上で終業を呼びかけるとともに、各部署全員が時間外労働時間を確認できるよう、一覧表で時間外労働の見える化を図っている。
- 自己評価等 社員からは「朝に仕事をし、定時に帰ることができる」「20時に帰宅する意識ができた」と好評であり、また、時間外労働時間は全体的に昨年度より減少した。

G社(東京都 製造業 従業員数:約3,500人)

- 取組 WLBを経営戦略と位置づけ、平成20年度から労使プロジェクトとして取り組んでいる。
 - ①時間を意識した働き方を推奨
 - ・全部署での取組計画の策定
 - ・働き方計画表の活用(各社員が、前年の自分の働き方を振り返り、毎月改善計画を立てて、それを実行する取組)
 - ②朝型勤務と早期退社の奨励(フレックスタイム制度・時間単位年休)
 - ・朝型勤務者への朝食の無料提供
 - ・本社退館(強制消灯)を20時から19時に前倒し
- 自己評価等 上半期の時間外労働時間が前年同期比で一人あたり3.5時間/月減少

民間企業における取組状況(その他)

その他の事例

- ・朝型勤務等働き方改革で短縮した勤務時間を支店の業績評価へ反映(金融業 約6,000人)
- ・「夜型の長時間残業の抑制」と「より柔軟で多様な働き方の実現」のため、フレックスタイム制度のコアタイム廃止(製造業 約3万人)
- ・早帰りする従業員を考慮し、夕方から所定時間外にかけて開催していた会議を朝へシフト(医療業 約50人)
- ・ホワイトボードやスケジューラーなどを活用し、始業時刻や終業時刻等を表示するようにし、職場ごとでの朝型勤務利用に関する意思表示を実施。(製造業 約1万人)
- ・「ゆう活」期間中は午後5時25分以降の部門間・店舗間の電話連絡を控えるルールを徹底(金融業 約6,000人)
- ・「ゆう活」で職場コミュニケーションのためのレクレーションを実施(電気・ガス業 約8,000人)
- ・8:45までは「集中タイム」と称し、上司から部下に話しかけることを禁止(運輸業 約1,700人)
- ・早出残業の割増率を30%(終業時刻後は25%)に改定(製造業 約4,700人)
- ・終業後の時間活用について、健康増進支援(運動による心身への効果の情報提供・アロママッサージセミナーの開催)や子育て支援(知ると子育てが楽しくなる家庭学級の開催)や、能力開発支援(生産革新リーダーシップ、コミュニケーション力、自己研鑽用推薦図書紹介)等、支援策の提供(製造業 約700人)

<ご参考>

ゆう活取組企業一覧(厚労省HP)

http://work-holiday.mhlw.go.jp/case/index.php?action_kouhyou_caseadvanced_yukatsu=true

働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか

仕事のしくみや業務の効率化について見つめ直したい。仕事と生活の調和を図りたい。国が配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」が、個別事業場の労働時間全般の相談等に応じています。

説明会、研修会の講師、個別相談会の対応、希望する事業場に対する訪問相談等に応じます。

相談内容に関する秘密は守られます。(裏面に申込書があります。)

企業が抱えるこんな悩み、
働き方・休み方改善コンサルタント
にお尋ねください。

- 所定外労働を削減するにはどうすればいい？
- 変形労働時間制を導入するにはどうすればいい？
- 年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？
- 仕事と生活の調和ってどんなこと？
- 労働時間等設定改善法ってどんな法律？
- 労働時間の設定の改善の取組に助成金制度はあるの？



経験豊富な社会保険労務士等の中から任用された
働き方・休み方改善コンサルタント

が

無料

電話や訪問により**無料**でご相談に応じ、
さまざまな労務管理等をアドバイスします。

お申し込み、お問合せ先は

☎0952-32-7167
FAX 0952-32-7159

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎



厚生労働省 佐賀労働局雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

佐賀労働局雇用環境均等室 御中

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号 () -

業種

労働者数 人

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

相談事項	* 該当項目に ✓ を付けて下さい。複数の項目でも結構です。 <input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日関係 <input type="checkbox"/> 年休関係 <input type="checkbox"/> その他
相談内容	* 具体的にご記入ください。 ----- ----- -----
<p>お申し込みは、下記あて先に、郵送またはFAXにより、直接お申し込みください。</p> <p>〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 佐賀労働局雇用環境・均等室 電話 0952-32-7167 FAX 0952-32-7159</p>	

<個人情報の取り扱いについて>本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握にのみ使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言

～ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して～

少子化による労働力人口が減少している昨今、労働力の確保や、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっています。

そのような中、労働者一人平均の年間総実労働時間をみると、佐賀県においては、1,877時間（平成26年）と全国平均の1,788時間を89時間上回っており、その要因の一つである「年次有給休暇の取得率」は全国平均を下回る40%前後で推移し、2020年までの政府目標である70%を大きく下回る状況となっています。

そこで、労働環境を根本から見直し、子育て時期などの多様なライフスタイルに応じた年次有給休暇の取得を促進することなどにより長時間労働の抑制を推進するとともに、労働者の生活スタイルや地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めることによって、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになることや、人材の育成や生産性の向上、過労死等の防止などの効果も期待でき、女性の活躍する社会、若者や高齢者等も能力を発揮できる社会、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にもつながり、県が目指す安心して子どもを産み、健やかに育てることができる「子育てし大県“さが”」の実現につながるることなど、佐賀県の発展に寄与することができます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、各企業の取組を促進しつつ、この宣言に賛同いただけたる市町自治体や各団体等とも連携しながら、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」を進めます。

これらのことを通じ、佐賀の働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指します。

平成27年9月7日

佐賀県経営者協会会長

中島博隆

日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長

相川司

佐賀労働局長

田窪文朗

佐賀県知事

山口祥義